

※（仮称）小牧市地域協議会に関する条例が制定された場合

## 地域協議会に関する制度

### I 地域協議会に関する条例

#### ➤ 条例

地域協議会の区域、認定の要件、名称、構成員、活動内容、地域協議会の市の支援内容等の地域協議会の位置づけを明記

#### ➤ 条例施行規則

地域協議会の認定に関する手続き、地域協議会の活動段階、届出等について明記

### II 地域協議会制度方針

#### 【主な見直し内容】

#### ➤ 条例に基づく修正

- ① 市、他の地域協議会、各種団体との合同事業について記載
- ② 地域協議会の運営や活動に対して市から提案や助言を行うことができる旨を追加
- ③ 条例に基づく地域協議会の認定について追加
- ④ 条例に基づく地域協議会の活動段階の解説を記載
- ⑤ 地域協議会推進市民会議の審査に関する部分の修正

#### ➤ 推進市民会議の意見による修正

- ① 区境と学区が一致しない地域の考え方を記載
- ② 協議会設立時の区との関係性について修正
- ③ 推進市民会議、代表者会議の位置づけを記載

#### ➤ 現状に合わせた修正

- ① 地域助け合い交付金「地域協議会設立準備事業」について記載
- ② 「10.地域活動ポイント制度」を「10.こまき支え合いいきいきポイント制度」に修正
- ③ その他数字等の時点修正、文言などの軽微な修正

### III 地域助け合い交付金交付要綱・ガイドブック

#### 【主な見直し内容】

#### ➤ 条例制定に基づく修正

- ① 地域協議会の定義を「条例に基づく認定を受けた地域協議会…」などに修正
- ② 地域協議会の活動段階と基本額の設定等について追加
- ③ 地域協議会推進市民会議の審査に関する部分の修正

#### ➤ 現状に合わせた修正

- ① 地域づくり事業費、運営経費、委員活動費等の交付手続きをまとめて記載
- ② その他文言等の軽微な修正